

非化石価値取引について

資源エネルギー庁

2023年11月29日

本日の御議論

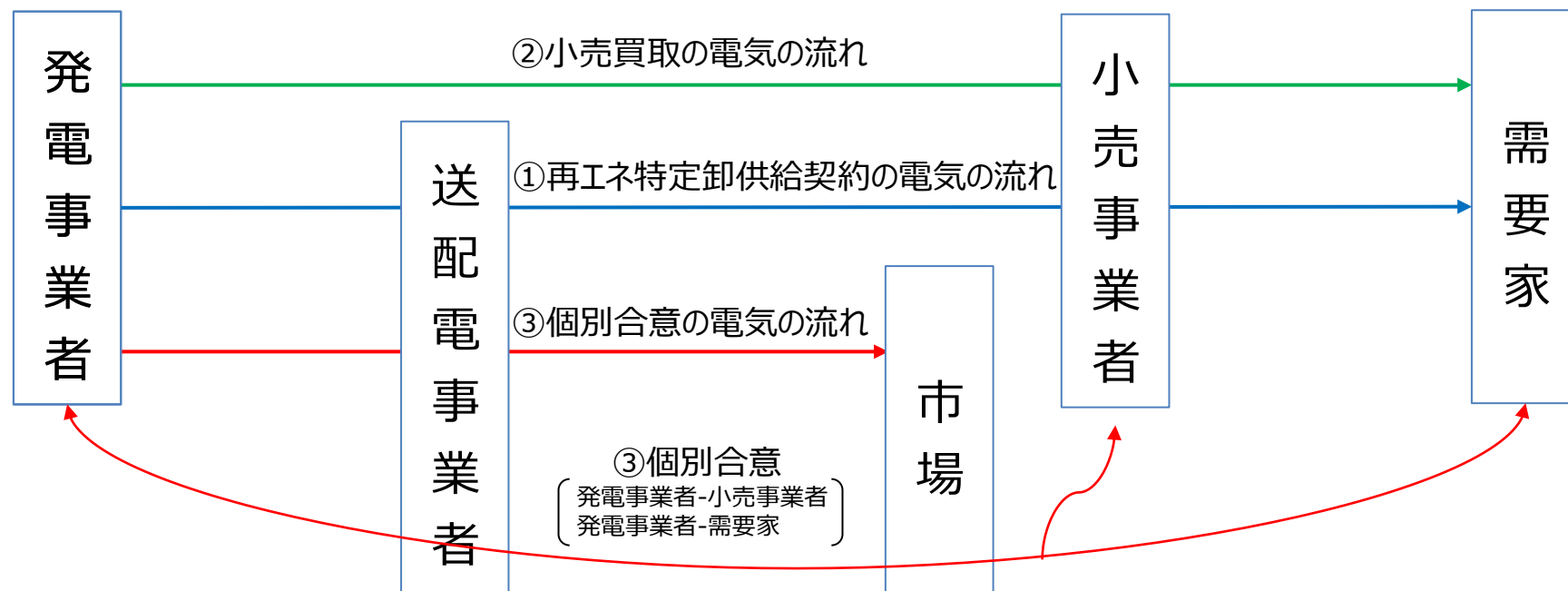
- 前々回（9/11）の本作業部会においては、非化石価値取引におけるトラッキングの課題と今後の在り方について御議論をいただき、トラッキングの見直しの方向性について、概ね御賛同いただいた。
- 一方で、トラッキングの見直しは、小売事業者はもとより、発電事業者や需要家など、幅広い関係事業者の実務に広く影響が及ぶ。このため、事業者からヒアリングを行うほか、必要に応じ、アンケートを実施するなど、関係者の意見を丁寧に確認しつつ、年内を目途に見直しの具体策をまとめていくこととした。
- 本日は、今般行った事業者からのヒアリングやアンケートの結果を御報告の上、FIT証書の優先割当の見直しの方向性等について、御議論いただく。

トラッキングの見直しの方向性に関する主な御意見（9/11 第84回制度検討作業部会）

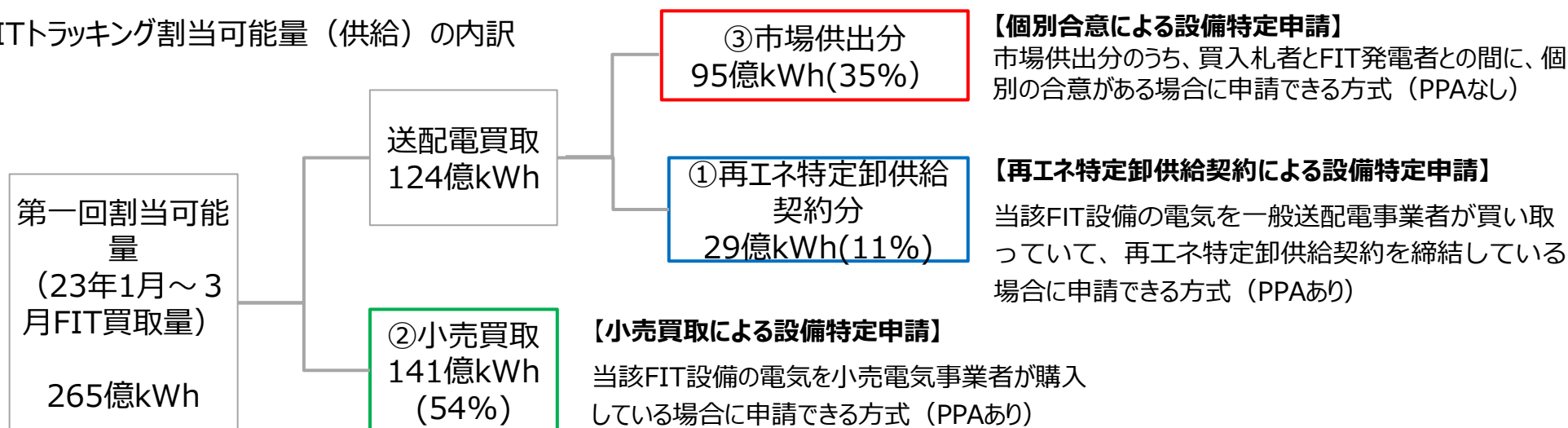
- トラッキングの見直しの方向性については、FIT 賦課金の低減などにも資すると考えられるため、基本的には賛同する。
- トラッキング見直しの方向性について、需要が供給を上回る属性情報について、より高い価格を入れた事業者から優先的に割り当てるのは非常に自然な制度設計だと考えるので支持する。

- 現行の市場取引分に係るトラッキングは、非化石目標等を定める高度化法の下で、電源の性質によらず非化石の価値が等しいことを踏まえ、非化石証書の購入者に対し、希望する非化石電源の属性情報（電源種、所在地等）を約定後に無償で付与している。
- その結果、現在の約定価格には、非化石電源の属性に応じた非化石価値の差異が反映されていない。
- また、足元では、再エネのトラッキング情報に対する需要が拡大する一方、特定の属性情報を有するFIT証書について、購入者の希望量に対して割当可能量が不足することも生じている。
- こうした状況を踏まえ、現行のトラッキングの在り方を見直し、非化石電源の属性情報ができる限り証書価格に反映されるよう、証書の購入者が入札時に希望する非化石電源の属性情報を明確化することとしてはどうか。
- あわせて、市場取引分に係るトラッキング情報の割当可能量をできる限り増やすこととしてはどうか。

【参考】FIT証書の優先割当（3 類型） ①再エネ特定卸供給、②小売買取、③個別合意



FITトラッキング割当可能量（供給）の内訳



- 1. 事業者アンケートの結果**
2. FIT証書の優先割当ての扱い
3. 入札方法・約定ルール等

アンケートの概要

- 2023年10月27日～11月10日にかけて、日本卸電力取引所（JEPX）の非化石価値取引会員である小売電気事業者266者と、会員・非会員の非FIT発電事業者および特定卸供給事業者147者を対象にアンケートを実施。
- 小売電気事業者176者、非FIT発電事業者および特定卸供給事業者123者から回答をいただいた。
- 主なアンケート内容はそれぞれ下記のとおりであり、以下では今回の論点に関する質問と、その回答結果のみを掲載している。

□ 主なアンケート内容

＜小売電気事業者宛て＞

- ・全量トラッキングのニーズ
- ・トラッキング情報の活用方法
- ・優先割当の見直し
- ・入札、約定ルールの見直し
- ・非化石価値取引会員会費、手数料

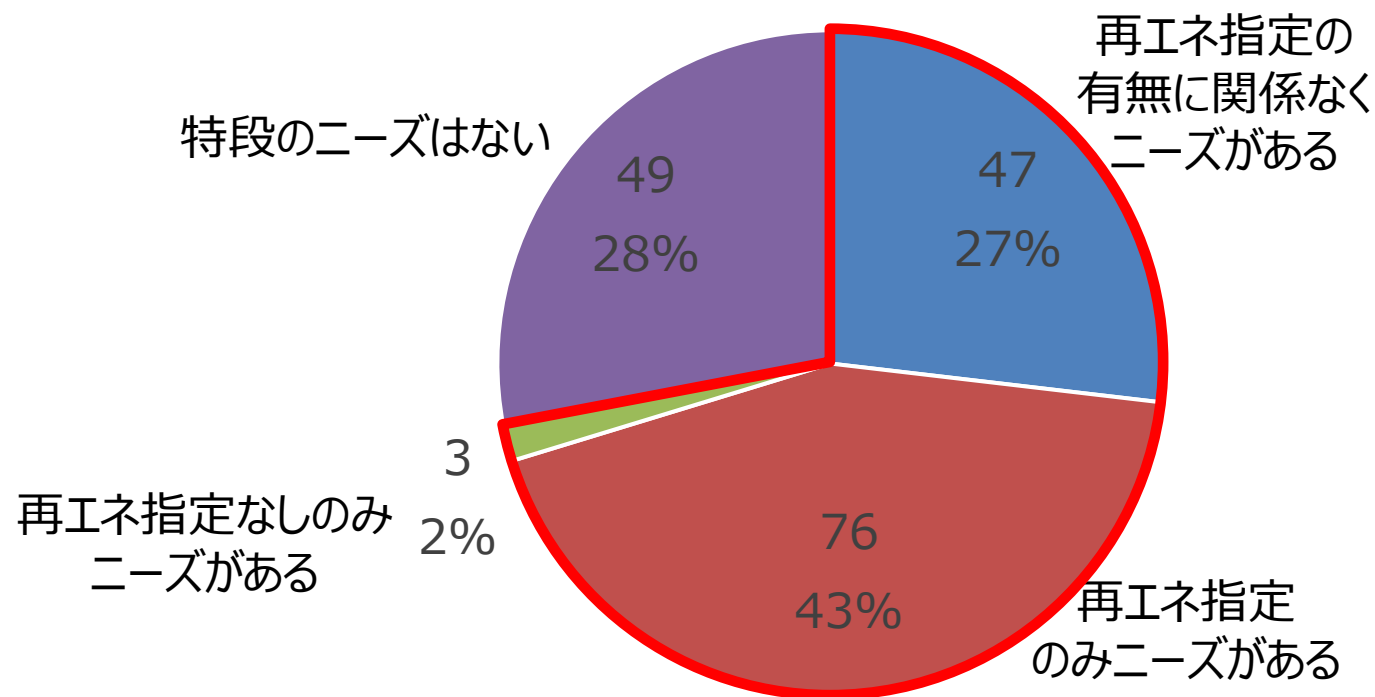
＜発電・特定卸供給事業者宛て＞

- ・全量トラッキングによる懸念点
- ・入札、約定ルールの見直し
- ・非化石価値取引会員会費、手数料

非FIT証書の全量トラッキングに対するニーズ① 小売電気事業者の回答

- 非FIT証書の全量トラッキングについて、再エネ指定の有無に関係なくニーズがある」「再エネ指定のみニーズがある」「再エネ指定なしのみニーズがある」を合わせて、小売電気事業者の約70%が「ニーズがある」との回答であった。

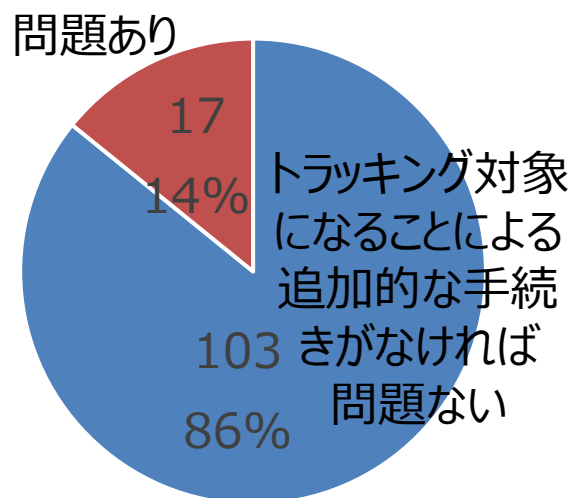
Q1. 非FIT非化石証書について、現在、再エネ指定のない証書はトラッキングの対象外であり、再エネ指定のある証書も発電事業者が希望しない場合は対象外ですが、仮にこれらを含めて全量がトラッキングの対象となる場合、ニーズはありますか。
(単一選択)



非FIT証書の全量トラッキングに対するニーズ② 発電事業者の回答

- 発電事業者においては、「トラッキング対象になることによる追加的な手続きがなければ問題ない」との回答が約90%であった。
- 「問題あり」と回答した発電事業者は10%強であり、不特定の小売事業者・需要家にトラッキング情報を活用・公表されることによるレピュテーションリスクへの懸念が主であった。

Q1.非FIT非化石証書について、現在、再エネ指定のない証書はトラッキングの対象外であり、再エネ指定のある証書も発電事業者が希望しない場合は対象外ですが、仮にこれらを含めて全量がトラッキングの対象となる場合、懸念はありますか。（単一選択）



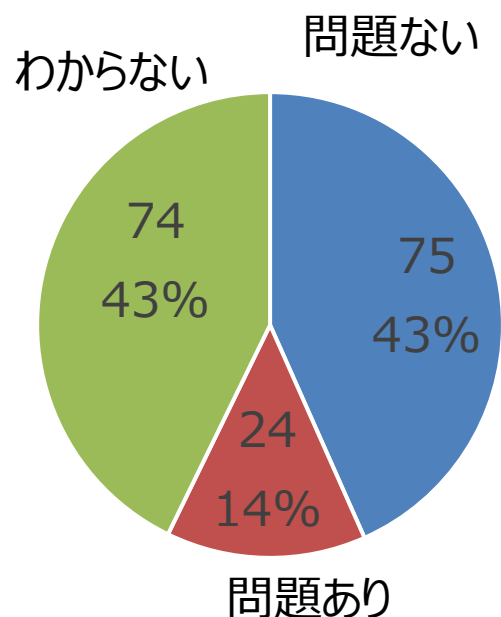
「問題あり」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- トラッキング情報のなかには、発電事業者名などといった情報が含まれていることから、そうした情報が自社の知らぬ間に全くかわりのない小売電気事業者に共有され、活用されることに抵抗感を感じる発電事業者もいると思われます
- レピュテーションにご配慮いただき、現行のFIT証書同様に公表時は発電側の同意をとる仕組みとして頂きたい
- 一般論として、自社発電所のトラッキングが面識のない小売事業者や需要家の手に渡ることについては、気持ち悪さを感じる面がある
- ごみ発電（非バイオマス分）の価値が分からない（マイナスイメージになる懸念がある）ため
- 不特定多数の購入者が存在する非FIT非化石証書の市場取引において、トラッキング情報の公言を差し控えたいため
- トラッキング利用に伴う手数料導入に注視します
- 電源開発時の立地交渉において、地元地域への電力供給を前提に交渉を行っている電源もあり、そういった電源の地権者等への影響や今後の再エネ電源開発における立地交渉への影響についても留意が必要。

入札方法・約定ルールの見直し① 小売電気事業者の回答

- 入札方法・約定ルールの見直しについて、小売電気事業者は、「問題ない」が40%であるのに対して、「問題あり」は約10%であった。
- 「問題あり」とした事業者は、事務処理負担の増加や、特定のトラッキング情報を必要量取得できなくなることを懸念する声が主であった。

Q14. 入札方法・約定ルールについて伺います。電源種（及びRE100対応）を選択の上、特定設備または都道府県を選択する方法について、どのようにお考えでしょうか。（単一選択）



「問題あり」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- ❑ 人気のある電源種や地域由来の属性については必要量を取得できなくなる懸念があると考え
- ❑ 設備数が数百件を超え、事務処理負担が増加
- ❑ その発電所由来の非化石証書の価値を見込んで契約を結んだ発電者・小売事業者の予見性を下げることになる
- ❑ 競合他社の発電所指定サービスを妨害するようなこと(公開されている指定発電所の狙い撃ち)も理論上可能になる
- ❑ 当社グループが運営する特定設備のトラッキング情報を確実に得られる方法ではないため

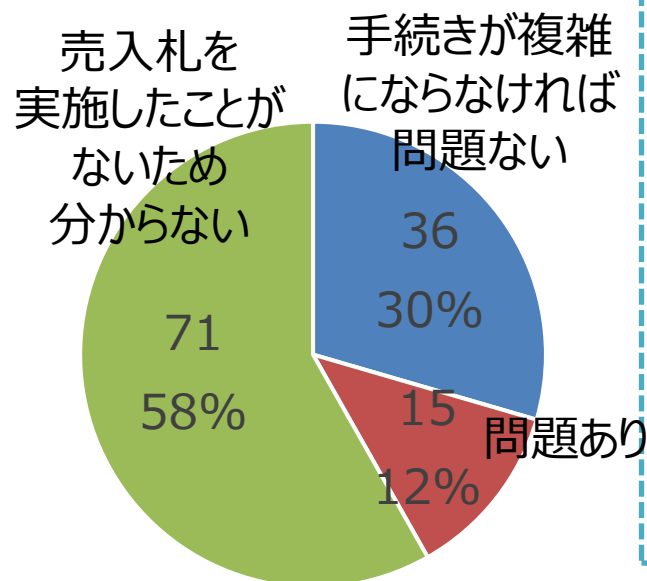
「問題ない」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- ❑ RE100対応/発電種別の指定/都道府県 が指定できれば 大抵の需要家のニーズに対応できると考えるため
- ❑ 電源の性質に応じた電源価値の差異を反映できるようにするため、選択ができるようにするのが望ましい
- ❑ 電源種とどこで発電されたかがわかれば需要家目線では安心すると考えられるため

入札方法・約定ルールの見直し② 発電事業者の回答

- 入札方法・約定ルールの見直しについて、**発電事業者**は、「手続きが複雑にならなければ**問題ない**」が**約30%**であるのに対して、「問題あり」は約10%であった。
- 「問題あり」とした事業者は、**トラッキング情報の管理の複雑化**や、**証書の売れ残り**を懸念する声が主であった。

Q2. 非FIT証書の市場取引における入札について、今後は、証書にトラッキング情報が付いた状態で入札を行う方式に変更し、属性ごとに買入札価格の高い札から割り当てられる方式への変更を検討していますが、懸念はありますか。（単一選択）



「問題あり」と回答した事業者の御意見（抜粋）

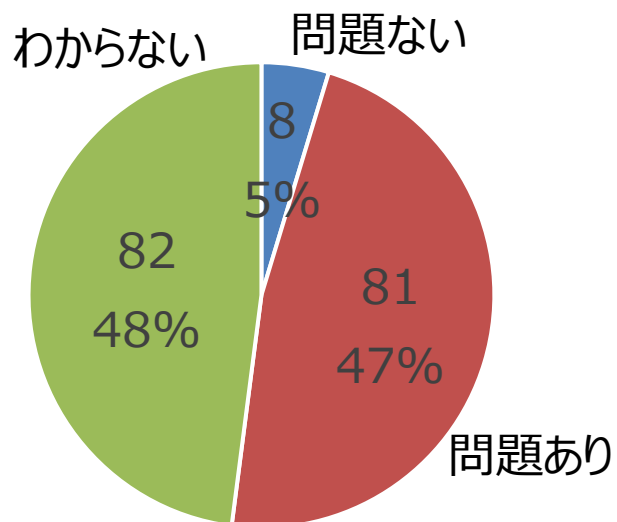
- ❑ 相対取引においても、発電所毎のトラッキング情報の管理が必要となる等、証書管理が煩雑となることが懸念される
- ❑ 買入札側が希望する属性情報が売り切れ、同じ売り入札価格の異なる属性情報が売れ残っている場合、約定有無の扱いがどうなるか等、約定ロジックの整理が必要
- ❑ 当社が把握していない事業者がトラッキング情報がついた非化石価値を取得する可能性もあることから、当社の同意なくトラッキング情報を公表していないか監視ができなくなることから、公表にあたっては、発電事業者の同意を要する仕組みづくりとしていただきたい
- ❑ トラッキング価値を適切に価格に反映するため、市場の上下限価格の見直し（値上げ）やマルチプライスオークションの採用、トラッキング価値単独の市場を別途設けるなど、トラッキング価値が適切に評価されるような対策を講じていただきたい
- ❑ RE100対応のために非FIT証書を購入する場合、古い設備の証書が売れ残る可能性が高い
- ❑ 全量売り入札が強制されることのない制度設計であれば問題なし。

再エネ特定卸供給契約のFIT優先割当① 問題の有無

- 再エネ特定卸供給契約の優先割当をなくした場合に問題があるかどうかについて、「**問題あり**」と回答をした**小売電気事業者が約50%**であった一方、「**問題ない**」と回答した小売電気事業者は約5%であった。
- 「問題あり」とした小売電気事業者は、**現状維持を望むケースが多く**、理由としては、**産地を特定した小売メニューの販売ができなくなる可能性**や、**優先割当が廃止された場合のコスト増**への懸念等があった。

(注) FITトラッキング付証書を調達している事業者のうち約5割が再エネ特定卸供給契約による優先割当を利用している。

Q11.仮に設備特定申請（再エネ特定卸供給契約）の優先割当をなくし、割当てを応札価格で決めるとした場合、どのようにお考えでしょうか。
(単一選択)



「問題ない」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- RE100に準拠した証書の選択の幅が増えるため
- 環境価値自体は応札価格で決まるという理解のため
- より高い価格での応札を行った事業者に割当てが行われることによって再エネ導入促進が図られると思います

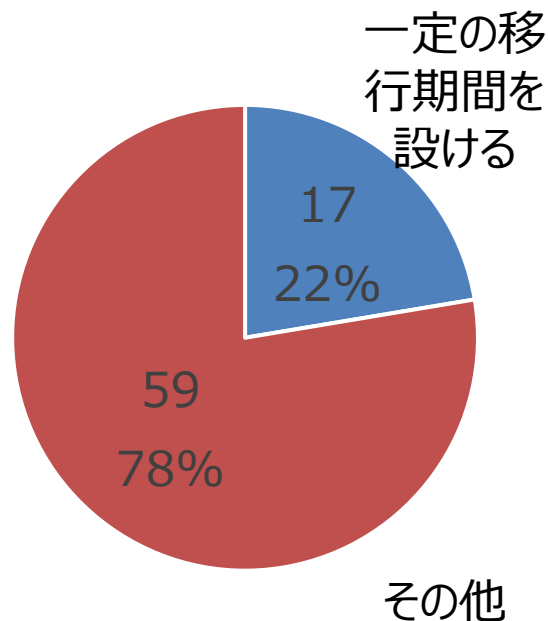
「問題あり」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- 電力だけでなく、環境価値の地産地消も行いたい場合に阻害要因となる
- 特定卸契約による企業間の取引や信頼関係、コストを考えると、従来企業努力によりFIT電源調達を進めてきた事業者にとって不平等な制度変更である
- 嫌がらせ目的や、類似名称・番号の誤りにより、関係のない事業者がトラッキング情報を取得してしまう等のリスクがございます
- 現行制度（トラッキング自体にフィーは発生しない）を元に需要家とも小売契約を締結しており、負担増加を許容することが難しいため
- 再エネ特定卸供給契約している発電所の非化石証書は小売りに帰属するものと契約を結んでいるため

再エネ特定卸供給契約のFIT優先割当② 問題解決策

- 再エネ特定卸供給契約の優先割当をなくした場合の問題解決策については、「一定の移行期間を設ける」と回答した小売電気事業者が約20%であった。「その他」と回答した小売電気事業者は、優先割当の存置を望む声が多かった。
- 具体的な移行期間については、1年以上が6者、2年以上が4者、5年程度が2者であった。

Q12. Q11で「問題あり」を選択した事業者様にお聞きします。
どのようにすれば、問題を解決できますか。（単一選択）



「その他」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- ❑ 設備特定申請に条件を電気の特定卸供給を締結している事業者のみとする。その他は通常割当のみとし属性情報は市町村レベルまで。
- ❑ 設備特定申請（再エネ特定卸供給契約）の優先割当を存置する。
- ❑ 価格以外の方法で、調達の不確実性を担保する
- ❑ 今まで通りで良い、必要であれば別途特定手数料を取ればよい
- ❑ 発電事業者の意向が証明できる場合には優先出来る様にしていきたいと考えます
- ❑ 特定卸供給分の証書の取得意思を毎回提出させる。取得意思のないものは優先割り当てを外す

具体的な移行期間について、その他の御意見（抜粋）

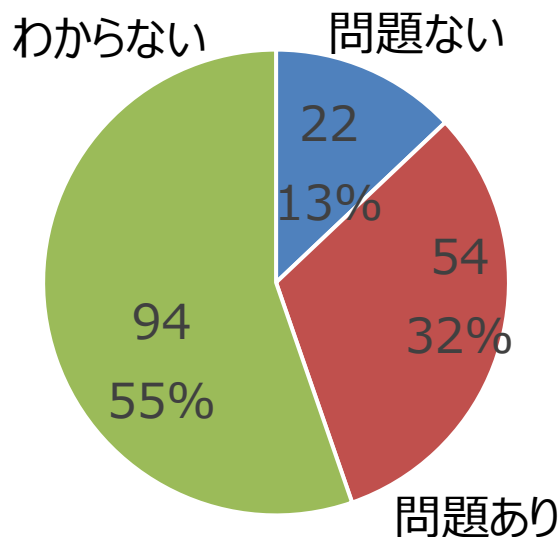
- ❑ 既に割り当てているものについては優先割当を維持
- ❑ 需要家との契約の見直しができる期間を設ける

小売買取のFIT優先割当① 問題の有無

- 小売買取の優先割当をなくした場合に問題があるかについて、「問題あり」と回答をした小売電気事業者が約30%であった一方、「問題ない」と回答した小売電気事業者は約10%であった。
- 「問題あり」とした小売電気事業者は、制度の現状維持を望む声が多く、**小売買取の
関係にある立場を前提に取引条件を固めている**ケースが見て取れた。

(注) FITトラッキング付証書を調達している事業者のうち約2割が小売買取による優先割当を利用している。

Q9.仮に設備特定申請（小売買取）の優先割当をなくし、割当てを応札価格で決めるとした場合、どのようにお考えでしょうか。（単一選択）



「問題ない」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- トラッキング情報の価格を含めた応札額での競争となるため、それはそれで適正な競争ではないか。
- より高い価格での応札を行った事業者に割当てが行われることによって再エネ導入促進が図られると思います。

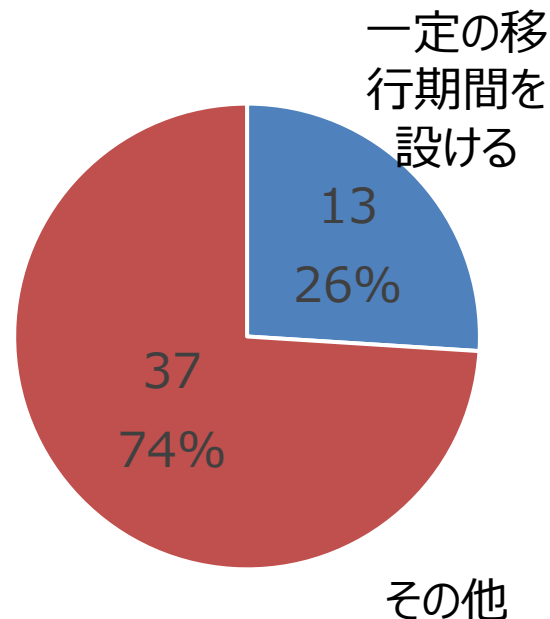
「問題あり」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- 弊社は特定の発電設備の環境価値を付与することを謳った小売り料金メニューを展開しており、メニューの存続に関わる
- 小売買取先の発電事業者との契約（調達価格、諸運用）について、本トラッキングスキームを考慮の上決定している為、契約内容の見直しを含む協議が必要な為

小売買取のFIT優先割当② 問題解決策

- 小売買取の優先割当をなくした場合の問題解決策については、「一定の移行期間を設ける」と回答した小売電気事業者が約30%であった。「その他」と回答した小売電気事業者は、優先割当の存置を望む声が多かった。
- 具体的な移行期間については、1年以上が5者、2年以上が3者であり、他にもFIT期間満了までや、各社に契約期間を聞き取って設定するのが望ましいとの声もあった。

Q10. No.9で「問題あり」を選択した事業者様にお聞きます。
どのようにすれば、問題を解決できますか。（単一選択）



「その他」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- 本当の意味で平等に競争できるのであればよい
- 価格以外の方法で、調達の不確実性を担保する
- その他は通常割当のみとし属性情報は市町村レベルまで。
- 既存契約に基づき需要家に提供される量については優先割当を継続する
- 今まで通りで良い、必要であれば別途特定手数料を取ればよい

具体的な移行期間について、その他の御意見（抜粋）

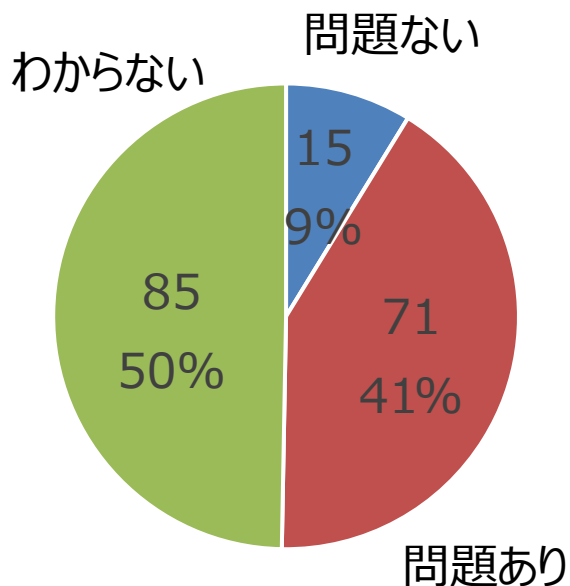
- FIT期間満了まで
- 既に割り当てているものについては優先割当を維持

個別合意によるFIT優先割当① 問題の有無

- 個別合意の優先割当をなくした場合に問題があるかについて、「問題あり」と回答をした小売電気事業者が約40%であった一方、「問題ない」と回答した小売電気事業者は約10%であった。
- 「問題あり」とした小売電気事業者は、制度の現状維持を望む声が多く、**個別合意の関係にある立場を前提に取引条件を固めている**ケースが見て取れた。

(注) FITトラッキング付証書を調達している事業者のうち約4割が個別合意による優先割当を利用している。

Q7.仮に設備特定申請（個別合意）の優先割当をなくし、割当てを応札価格で決めるとした場合、どのようにお考えでしょうか。（単一選択）



「問題ない」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- トラッキング情報の価格を含めた応札額での競争となるため、それはそれで適正な競争ではないか。
- より高い価格での応札を行った事業者に割当てが行われることによって再エネ導入促進が図られると思います。

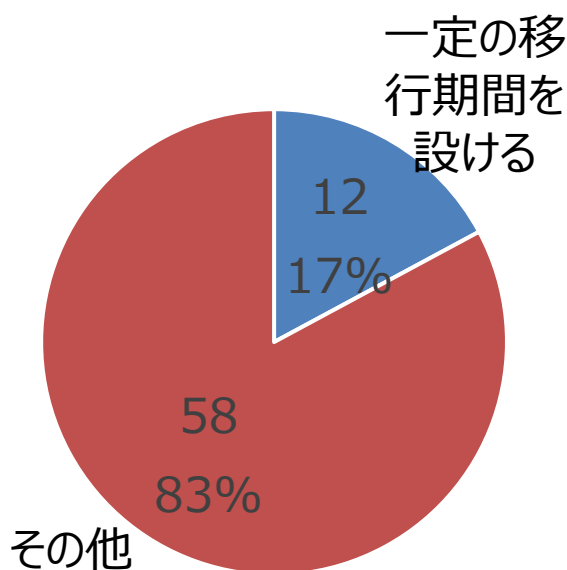
「問題あり」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- 個別契約で環境価値込みとしているのに、割当てを応札価格で決めるとなると買えなくなる場合が生じる可能性があるから
- 優先割当が廃止されると、需要家ニーズの高い発電所指定を条件とした小売メニューについて、落札できず商品性を毀損する可能性が発生する
- 自社のFIT発電所のトラッキング情報を使用しているが、現行制度（トラッキング自体にフィーは発生しない）を元に需要家とも小売契約を締結しており、負担増加を許容することが難しいため。
- 個別合意によって需要家および小売電気事業者が特定の証書を調達することで、発電事業者への対価や関係性という面で、需要家の証書調達ポリシーに則した電源の開発や創意工夫した再エネメニューの開発が促されるため、個別合意の仕組みは継続していただきたい。また、個別合意により発電事業者へ対価を支払っており、現行契約における取扱いに問題が生じる

個別合意によるFIT優先割当② 問題解決策

- 個別合意の優先割当をなくした場合の問題解決策については、「一定の移行期間を設ける」と回答した小売電気事業者が約20%であった。「その他」と回答した小売電気事業者は、優先割当の存置を望む声が多かった。
- 具体的な移行期間については、1年以上が1者、2年以上が4者、5年程度が1者であり、他にもFIT期間満了までや、各社に契約期間を聞き取って設定するのが望ましいとの声もあった。

Q8. Q7で「問題あり」を選択した事業者様にお聞きします。
どのようにすれば、問題を解決できますか。（単一選択）



「その他」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- ❑ 設備特定申請（個別合意）の優先割当を存置する。
- ❑ 個別合意分は定めた価格（約定処理後決定だとしても）で絶対買取を申請時の条件に
- ❑ お客さま（またはグループ）が有するFIT設備由来の証書を当該お客さまが活用する場合の優先割当は残していただきたい
- ❑ 個別合意の枠を残す、オークション参加に条件（この電源は地域脱炭素に活用することを条件とする等）を付してはどうか。
- ❑ 設備特定申請（個別合意）の優先割当の継続が望ましい。それが難しいければ、自社発電所のトラッキング情報は個別合意を認めるとして例外扱いにする
- ❑ 自社設備は優先的にトラッキング情報を付与できるようにする
- ❑ 他社からもニーズがあるならば、一定程度自社やグループ内に割当枠を設けるなどすることで均衡を図る

具体的な移行期間について、その他の御意見（抜粋）

- ❑ FIT期間満了まで
- ❑ 各社の現在の契約期間を聞き取り設定するのが望ましいと考えます

【参考】需要家ヒアリングにおける回答

- アンケートと並行して、再エネの調達に前向きな需要家企業（製造業・小売業・サービス業）10者程度を対象に、トラッキング見直しの論点（個別合意の優先割当廃止、入札方法・約定ルール）について御意見を伺った。以下はヒアリングにおける主な内容。

個別合意の優先割当廃止について

- 価格により決める方法となると、FITトラッキング情報の市場供出割合が3割程度と伺ったので、トラッキング情報が付与できず、安定的にトラッキング付非化石証書の調達ができなくなるのではないかと懸念している。
- 当社は自社発電所の電源を自社で使うという形で進めているため、個別合意をぜひ残していただきたい。これまで時間とお金と手間をかけて発電所を準備し、現在も新たに開発をしている。個別合意がなくなると、再エネ発電所を新たに作るという新規性に対して動機が薄れてしまうと考えている。
- 個別合意を用いて、特定の電源で非化石証書の調達を行っており、自社電源だけでなく他の発電家との長期契約を結んでいるため、現行制度の廃止は当社スキームに影響がある点を懸念している。

入札方法・約定ルールについて

- 選択肢として、単純に商品区分が増えることはよいことだが、細分化が進みすぎることによって証書価格の高騰や調達難易度が高まることを懸念している。
- 当社はRE100へ加入しているため、RE100の条件を満たした非化石証書を調達することが大前提である。都道府県を第2希望まで選択する方法について、割当希望量が可能量を上回る事例を鑑みると有効であると考え。ただし、当社としては都道府県の粒度はあまり気にしておらず、RE100要件を満たすトラッキング情報が確保できることを気にしている。
- トラッキングの希望について、都道府県や第2希望まで提出可能等、希望範囲を増やしていくことで、トラッキングの割当から漏れてしまったときのルール化を徹底していくことが、約定時の取引効率化やコストの低減にもつながっていくのではないかと考えている。

1. 事業者アンケートの結果
- 2. FIT証書の優先割当ての扱い**
3. 入札方法・約定ルール等

FIT環境価値の帰属と優先割当（基本的考え方）

- FIT電気の持つ環境価値については、賦課金負担に応じて全需要家に帰属するものと整理されている。
- その結果、FIT電気が有する環境価値はFIT非化石証書として市場に供出され、その販売収入は国民負担の軽減に充てることで、全需要家に均等に還元されている。
- また、再エネ特定卸供給契約や小売買取契約といった、FIT電気に関する電力販売契約（PPA）が存在する場合であっても、これらの契約により小売電気事業者に移転するのは、FIT電源の電気としての価値のみである。

※環境価値に付随するトラッキング情報についても、本来的には国民に帰属しており、再エネ特定卸供給契約や小売買取を根拠として小売電気事業者に移転するものではない。

- そのような中で、電気の属性情報とトラッキング情報の不一致により生じる誤解や混乱を防ぐ観点や、事業者の利便性への配慮から、優先割当の仕組みを講じてきた。

（注）例えば、FIT電源の電気としての価値に付随する発電場所の情報と、環境価値に付随する発電場所の情報を一致させることで、小売事業者による環境価値の訴求が需要家にとって理解しやすいものとなるように、一定の配慮を行っていた。

- 他方、FIT証書の全量トラッキングが進んでいる中で、特定の属性の環境価値へのニーズが高まっていること、本来はFIT環境価値が広く需要家に還元するものであることを踏まえ、FIT証書のトラッキングについても市場を通じた最適配分を追求する必要性が高まっている。
- このため、国民負担抑制に繋がることも踏まえ、既存案件への一定の配慮を行いつつも、市場を通じて割当てが行われる仕組みを追求することとしてはどうか。

- 現行のFIT制度の下で、以下の場合においては、小売事業者が市場を介さずに特定のFIT電源から電気を調達している。
 - ・一般送配電事業者が発電事業者から買い取った上で、契約に基づき、特定の小売事業者が供給先となる場合（特定卸供給）
 - ・全量送配電買取となる以前に小売事業者が義務的に買い取っていたものが継続している場合（小売買取）
- 現状、特定卸供給または小売買取の対象となっているFIT電源のトラッキング情報は、当該特定卸供給者または小売買取義務者に対してのみ付与される。
- これは、FIT電気の属性情報とFIT証書のトラッキング情報が異なると、小売事業者が需要家に再エネ価値を訴求する際、無用な誤解や混乱を招くおそれがあると考えられたためである。
- こうした中で、FIT電源の電気としての属性情報と、FIT証書に附随する非化石電源のトラッキング情報の関係について、どのように考えるか。
- 電気の価値と環境価値を区分することとした非化石証書の趣旨も踏まえつつ、これまでの整理との整合性も取る必要がある中で、どのような対応があり得るか。
- なお、現状、市場を介して取引されているFIT電源のトラッキング情報については、オークション前に小売事業者または需要家が発電事業者と個別に合意形成した場合、当該小売電気事業者または需要家は特定設備の属性情報を優先的に得ることができることになっており、この扱いについても、今後検討を深めていく必要がある。

【参考】第84回制度検討作業部会（9/11）における主な御意見

□ 論点② 現行の優先割当ての扱い（FIT証書）に関する御意見

- 再エネ特定卸供給については、再エネ特措法に明記された制度でもあり、関係者がトラッキング情報の紐づけも期待して能動的に利用している事情もあるので、これまで利用してきた事業者の取引の安定性や期待保護の観点から、慎重に検討を行う必要がある。
- 再エネ特定卸の論点について、安定的に予見性を持って事業を行おうとしていた事業者にとっては、急な制度変更は影響を与えるので、是非、慎重にご検討をいただきたい。
- FIT 優先割当てに関する現行整理を、急な制度変更という理由だけで守る必要があるのかはよく考える必要がある。FIT の環境価値は全体に帰属するというのが大前提であるため、現在の整理があたかも当然の既得権益であるというような発想の是非は十分に考える必要がある。他方で、わざわざ電気と証書の価値を分けるという必要もないと思うので、ある種の優先は残しても良いとも考えられる。例えば、同一価格の場合は電気を買っている事業者を優先する、あるいは事後的に差分（入札価格と約定価格）を支払えば電気を買っている事業者を優先する仕組みなどが考えられるのではないか。今までの措置と優先割当てを完全に外すことのどちらかという安直な2択ではなく、折衷案を含めた色々な可能性を考えて整理して欲しい。
- 特定卸供給を受けても、非化石証書を購入していない事業者もそれなりにいるため、どれだけ優先するかは議論があると思う。
- FIT 優先割当てについて、現状、需要家から発電所や発電者を特定するニーズがありそのような契約を締結している事業者も多い。今後、再エネ特定卸供給や設備特性申請に関する議論が進められる理解であるが、このような点にもご配慮の上、議論頂きたい。

優先割当の見直しの方向性① 再エネ特定卸供給

- 再エネ特定卸供給契約の締結により、FIT発電事業者から小売電気事業者に対してFIT電源の電気としての価値が移転するが、環境価値は小売電気事業者に移転せず、FIT証書として再エネ価値取引市場へ供出される。
- しかしながら、電気の属性情報とトラッキング情報の不一致により生じる誤解や混乱を防ぐため、例外的に優先割当を認めている。
- 他方で、FIT電気に関するPPA契約（再エネ特定卸供給）の締結により、当該FIT電源のトラッキング情報も取得できると期待することは一定程度合理性があり、そのような期待は保護されるべきとも考えられる。
- アンケート結果によると、再エネ特定卸供給に係る優先割当を活用している事業者は、FITトラッキング付証書の調達を行っている事業者の約5割を占めている。こうした中で、優先割当の廃止は、産地を特定した小売メニューの販売ができなくなる可能性があり、発電事業者との契約見直しにつながるおそれがある。
- このため、現行の再エネ特定卸供給契約に基づく優先割当は、当面、継続することを基本としてはどうか。
- 一方、今後の在り方については、再エネ特定卸供給契約の趣旨を踏まえつつも、検討することとしてはどうか。

【参考】論点②：市場を介さず電源を特定したFIT電気の取引の場合の優先割当

- 現在、FIT制度では、送配電買取の下、買取義務者である送配電事業者が買い取った電気を市場売電することが原則となっているが、
 - 送配電買取でも、再エネ卸供給による場合は特定の小売事業者が供給先となる。
 - また、2016年度までに認定を受けた案件の一部は小売買取が継続されている。
- 上記2つの形態による買取りでは、小売電気事業者が市場を介さずに特定のFIT電源からFIT電気を調達している状況。仮に、これらの小売電気事業者がトラッキング付FIT証書を調達した場合に、調達した電気の属性情報とFIT証書のトラッキング情報が異なると、再エネ価値を訴求する際の障害となる可能性がある。
- 現在のトラッキング実証においては、トラッキング情報を割り当てる上での優先順位が定められており、市場を介さず電源を特定したFIT電気の取引の場合には、電気の属性情報と証書のトラッキング情報が一致するように、証書を優先的に割り当てる仕組みとされている。
- そのため、再エネ価値取引市場におけるトラッキング付FIT証書の取扱いについても、同様に、市場を介さず電源を特定したFIT電気の取引（再エネ卸供給、小売買取）については、情報が一致するように優先的に証書を割り当てる仕組みとしてはどうか。

優先割当の見直しの方向性② 小売買取

- 小売買取により、FIT発電事業者から小売電気事業者に対してFIT電源の電気としての価値が移転するが、環境価値は小売電気事業者に移転せず、FIT証書として再エネ価値取引市場へ供出される。
- しかしながら、電気の属性情報とトラッキング情報の不一致により生じる誤解や混乱を防ぐため、例外的に優先割当を認めている。
- 他方で、FIT電気に関するPPA契約（小売買取）の締結により、当該FIT電源のトラッキング情報も取得できると期待することは一定程度合理性があり、そのような期待は保護されるべきとも考えられる。
- また、小売買取に関する優先割当についても、当該優先割当を前提として契約を締結している等、既に利用している事業者への影響も配慮する必要がある。
- ただし、既にFIT制度の新規案件については送配電買取に移行しており、現在、小売買取による買取りが実施されているFIT電気の期間が満了すれば、小売買取は順次終了していき、最終的にはなくなる見込みである。
- このような点を踏まえ、小売買取分に関するFIT優先割当については、基本的には廃止することとしてはどうか。
- ただし、既に利用している事業者への影響も配慮しつつ、一定の条件を満たすものに対してのみ経過措置を認めることとし、詳細（対象、期間など）については、今後、事業者への追加ヒアリングなどを実施して最終的に決定してはどうか。

優先割当の見直しの方向性③ 個別合意

- 個別合意は、例えば、グループ会社の発電設備など、特定のトラッキング情報を優先的に取得したいとの事業者ニーズに応え、事業者の利便性を高める観点から、特例的に講じられた仕組みである。
- 他方、個別合意の場合、再エネ特定卸供給や小売買取とは異なり、**FIT電気に関するPPA契約は存在していない**。したがって、そもそも**電気の属性情報とトラッキング情報を一致させることはできず**、「電気の属性情報とトラッキング情報の不一致により生じる誤解や混乱を防ぐ」**必要性は小さい**。
- このため、事業者間の個別合意については、**基本的に廃止することとしてはどうか**。
- 他方、アンケート結果なども踏まえると、FITトラッキング付証書の調達を行っている事業者の約4割が個別合意を利用しており、**一律に個別合意を廃止**することは、個別合意の仕組みを前提として小売契約やサービス提供を約束している事業者などの**予見可能性を損なうおそれ**がある。
- そのため、既に利用している事業者などへの影響を配慮して、**一定の条件を満たすもの**に対してのみ**経過措置を認める**こととし、詳細（対象、期間など）については、今後、**事業者への追加ヒアリングなども実施し最終的に決定**してはどうか。

優先割当廃止に向けた検討の方向性

- 仮に将来的に優先割当を廃止するとしても、取引の予見可能性を損なわないよう、一定の猶予期間を設ける必要がある。
- また、既に取引の前提となっていることを踏まえると、直ちに終了させることは妥当でなく、激変緩和措置が必要となる。
- アンケート結果においても、具体的には、激変緩和措置の対象や条件、期間などについて検討が必要になるとの意見があった。
- これらの意見を踏まえ、例えば、既に認定済のFIT電源について、トラッキング事務局への申請の上で、買い手が入札時に一定のプレミアムを上乗せした場合に、当該入札における優先割当を認めることなどがあり得るが、どのように考えるか。
- その際、事業者間の公平性や実務面、割当てに要するコストの効率化などについて、どのように考えるか。

1. 事業者アンケートの結果
2. FIT証書の優先割当ての扱い
- 3. 入札方法・約定ルール等**

入札方法・約定ルール

- 入札方法・約定ルールの見直しは、小売事業者や需要家の実務に多大な影響を及ぼす可能性がある。
- このため、市場参加者の利便性の向上や取引の効率性の確保等の観点から、小売事業者や需要家のほか、発電事業者も対象にアンケートを行い、入札方法・約定ルールの見直しの方向性について御意見をお訊きした。
- その結果、発電事業者（売り手）と小売電気事業者（買い手）から、一定の理解は得られたものの、トラッキング情報の管理の複雑化、事務処理負担増加等の課題や、約定価格や数量への影響が懸念された。
- これを踏まえ、入札方法・約定ルールについては、**電源種（及びRE100対応）を選択の上、特定設備または都道府県を選択する方法を基本としつつ、市場参加者の利便性の向上や取引の効率性の確保の観点から、実務レベルで検討を深めていくこととしてどうか。**

- 今回のトラッキングの見直しに際しては、小売事業者がトラッキング情報の希望を入札時に示すことが求められるようになることを踏まえ、入札方法や約定ルールについても、見直しを行う必要がある。
- 例えば、入札に際し、小売事業者は、どのような粒度（電源種、発電所の所在地、運転開始後の年数等）で希望を出せるようにするか。また、希望に応じた証書の供給量が不足する場合、どのような約定ルールとするか。
 - ※仮に複数の希望を出せるようにした場合にも、いずれの希望も満たされなかった場合の扱いが課題となる（例えば、約定させない、あるいは、希望外で約定させるなど）。
- こうした入札方法や約定ルールは、現実には非化石証書のトラッキング情報を活用している小売事業者や需要家の実務に多大な影響を及ぼすことが見込まれる。
- このため、見直しに当たっては、小売事業者や需要家の意見を聴取しつつ、市場参加者の利便性の向上や取引の効率性の確保等の観点から、検討を深めていくこととしてはどうか。

【参考】第84回制度検討作業部会（9/11）における主な御意見

□ 論点③入札方法・約定ルールに関する御意見

- トラッキング見直しにおいて入札方法・約定ルールを議論するにあたり、約定しづらくなったり、証書の流通量が低下したりすることがないように留意しつつ、全体のバランスを見ながら考えていくべき。
- トラッキング見直しについて、論点③入札方法・約定ルールの箇所で、小売事業者・需要家のみならず発電事業者への影響も加味頂きたい。発電事業者にとって電源の非化石コストをいかに回収するかが大きな課題となってくるので、例えば、電源種毎の取引細分化や非 FIT 売り入札のマルチプライス導入等、新規電源の投資促進につながるような仕組みを期待する。
- 入札方法・約定ルールについて、希望した属性が満たされない場合も考慮して、非化石証書の取引活性化につながるような設計をお願いしたい。
- 入札方法・約定ルールの属性情報の粒度について、非FIT相対取引は売り手買い手双方がニーズをすり合わせる事が可能であるが、市場取引分においてどのようにニーズを調整して、取引にニーズを反映することは難しい課題であると考えするため、先行している海外事例も踏まえて慎重に検討頂きたい。

【参考】入札方法・約定ルール（現行想定）

- 買い手は入札時に価格、数量、希望するトラッキング属性※1を提示する。
※1 希望するトラッキング属性は第2希望まで指定できる仕組みを検討中。
- トラッキング属性の希望の出し方については、A.特定設備のトラッキング情報を指定する方法とB.一定条件（例：所在地や発電種別）を満たす設備のトラッキング情報を指定する方法を想定している。
- なお、トラッキング属性の希望を提示しないことも可能であり、その場合は、ランダムに任意の設備に関するトラッキング情報が付与される。
- 同一のトラッキング属性について、複数の買い入札が発生した場合は、入札価格の高い順に希望量を割り当てる見込み。

トラッキング属性の希望の出し方による入力項目の違い		入力項目	
A.特定設備のトラッキング情報を指定	設備ID	-	-
B.一定条件を満たす設備のトラッキング情報を指定	所在地（設置都道府県）※2	発電種別	RE100対象 （稼働15年以内）

■入札方法イメージ

※2 事業者の意見を踏まえて、より細かい粒度（市町村単位）での指定も視野に検討を行う予定。

入札①

入札量：10,000kWh 入札価格：1.5円

■ 第一希望

設備ID：A123456Z01

■ 第二希望

設置都道府県：北海道

発電種別：風力

RE100希望：あり

入札②

入札量：30,000kWh 入札価格：0.5円

■ 第一希望

発電種別：太陽光

RE100希望：あり

■ 第二希望

設置都道府県：なし

RE100希望：あり

非FIT証書の全量トラッキング

- 非FIT証書の全量トラッキングは、発電事業者による脱炭素の取組への評価に資するものであり、買い手（小売事業者）の選択肢を拡大する観点からも有意義と考えられる。
- 今回のアンケート結果からも、発電事業者、小売電気事業者ともに一定のニーズがある一方、管理面の課題や約定価格等への影響の懸念もあり、そういった課題を整理したうえで、前回の本WGでお示したとおり、再エネ指定のない非FIT証書を含めた非FIT証書の全量トラッキングを進めることとする。
- 課題の一つとして、アンケート結果にも示されているとおり、非FIT証書の全量トラッキングの結果、不特定の小売事業者・需要家にトラッキング情報を活用・公表されることによる、発電事業者（売り手）のレピュテーションリスクへの懸念も存在する。
- この点、先行して全量トラッキング化を実現したFIT証書については、トラッキング先の具体的な発電設備名、設置者名について、小売電気事業者や需要家が対外的に公表する場合には、発電事業者の同意が必要としている。
- また、同意なく対外公表を行った場合には、一定期間の参加資格停止等の取引制限措置を講じることとしている。
- このため、非FITの市場取引分についても、FIT証書のトラッキング情報の扱いと同様、小売電気事業者が公表する場合には発電事業者の同意を得ることとし、同意なく対外公表を行った場合には、取引制限措置等の何らかの措置を講じることとしてはどうか。

※ただし、発電事業者が理由なく公表に同意しないなど、小売電気事業者にとって不都合なケースが頻発する場合には、必要に応じ、同意取得の必要性を見直すこととする。

- 現状、再エネ指定のない非FIT証書はトラッキングの対象外である。これは、現行の「後付け」トラッキングの仕組みの中で、これまでのところ、これらの非FIT証書について、小売事業者からトラッキングの希望がなかったことによる。
- 他方、最近では、トラッキングのニーズが生じる兆しがあり、今後は水素やアンモニアに由来する非FIT証書に対するトラッキングのニーズが生じると見込まれる。
- このため、再エネ指定のない非FIT証書についても、トラッキング対象とすることとしてはどうか。
- また、現在トラッキング対象である再エネ指定のある非FIT証書であっても、市場取引分については、事前に発電事業者がトラッキングを希望しない限り、トラッキング情報が付与されない。
- 今後、トラッキングのニーズが高まると見込まれる中、買い手（小売事業者）の選択肢を拡大する観点から、売り手（発電事業者）に与える影響等を確認しつつ、非FIT証書について全量トラッキングを行う方向で、検討を深めていくこととしてはどうか。
- なお、相対取引も行われる非FIT証書について、仮に属性情報を付すこととした場合でも、入札時点では、どのような属性情報を有する証書が売りに出されるか、買い手が把握することは難しい。
- よって、買い手が入札時点で属性情報の希望を出す一助とするため、例えば、過去の非FIT証書の売り入札の属性情報を開示することを検討することとしてはどうか。

【参考】第84回制度検討作業部会（9/11）における主な御意見

- 全量トラッキングの方向性で検討を進めることは大変重要だと考えるが、全量トラッキングすると発電事業者のレピュテーションリスク等、様々な論点があるかと思うので、本日お示し頂いた資料の論点だけではなく幅広く慎重な議論を行っていく必要がある。
- 非 FIT 再エネ指定なしへのトラッキングについて、売り手の視点からは、水素・アンモニア等のトラッキングが可能になると、脱炭素への取り組み評価につながるので歓迎する。他方、属性情報によりニーズに偏りが生じ、自らの証書が売れ残らないかは懸念としてある。
- 買い手の視点からは、属性情報がついた証書を購入することで、様々なメニューを創出できるのではないかという期待があるので、方向性について賛同。また、今後、高度化法義務達成市場の約定方法について、シングルプライスオークションで良いのか含めて検討頂きたい。
- トラッキングの対象については、発電事業者の事情も踏まえて検討頂きたい。

発電側への質問で「問題あり」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- トラッキング情報のなかには、発電事業者名などといった情報が含まれていることから、そうした情報が自社の知らぬ間に全くかわりのない小売電気事業者に共有され、活用されることに抵抗感を感じる発電事業者もいると思われる
- レピュテーションにご配慮いただき、現行のFIT証書同様に公表時は発電側の同意をとる仕組みとして頂きたい
- ごみ発電（非バイオマス分）の価値が分からない（マイナスイメージになる懸念がある）ため
- 一般論として、自社発電所のトラッキングが面識のない小売事業者や需要家の手に渡ることについては、気持ち悪さを感じる面がある
- 現行ルールのとおり、小売電気事業者のみ証書入手可能であるなら問題ない。仮に需要家も入手可能となる場合、証書価値のみを求める可能性が高く、電力価値を含めた販売スキームを阻害するおそれがある

- 環境配慮への取組が企業価値の向上に繋がりを有する情勢であることを踏まえ、**小売電気事業者や需要家からは、トラッキング情報を対外的に公表するニーズも想定される。**
- 一方で、現在のトラッキング実証においては、発電事業者がトラッキング証書を割り当てられる先を選択できないケースも存在する。そのため、**発電事業者が望まない小売電気事業者や需要家に割り当てられた場合、同意なくトラッキング情報を対外的に公表されることは発電事業者にとってのレピュテーションリスクに繋がる可能性もあると考えられる。**
- RE100等の国際的な取組においては、購入した証書に電源のトラッキング情報が必要となっているケースも多い。他方、具体的にどの電源の証書を調達したかを対外的に公表することは、一般的な要件とはなっておらず、需要家が調達した電気の再エネ環境価値を主張するにあたり、トラッキング先の具体的な電源の対外公表が不可欠とはされていない。
- 上記を踏まえれば、FIT電気の環境価値を証書として市場に供出するにあたり、トラッキング情報の付与については発電事業者からの同意を不要とする一方、発電事業者のレピュテーションリスクにも配慮し、**トラッキング先の具体的な発電設備名、設置者名について、小売電気事業者や需要家が対外的に公表する場合には、発電事業者の同意が必要と整理してはどうか。**
- 上記を担保するため、**以下のルールを（再エネ価値取引市場の制度設計において）盛り込む方向で検討を深めていただくことにしてはどうか。**
 - **同意なく、対外公表を行った場合には、取引制限措置**（一定期間の参加資格停止など）
 - **他法令等に抵触するような不適切な事業者の排除措置**（参加資格要件の設定など）